

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 3 1 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の生活保護制度における取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世帯を支援し、子どもたちの健康、安全を確保することを目的として、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」（以下「支援金」という。）を支給することとしております。

つきましては、当該支援金の趣旨目的を踏まえ、生活保護制度における取扱いについて、下記のとおりお示しいたしますので、各自治体におかれては、ご了知の上適切に対応をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方をお願いします。

記

1 支援金が支給された場合の取扱いについて

支援金は、小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなかった日について、一日当たり 4,100 円（定額）を支給するものであることを踏まえ、勤労収入と同様に取扱われたい。

2 勤労収入と同様に取扱うに当たっての留意点

(1) 支援金については、その実際の受給月に収入認定することとされたい。ただし、受給月に収入としてその全額を計上することが適当でないと思われる場合には、分割して収入認定されたい。

(2) 勤労収入と同様に取扱うことから「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(4)に定める各種控除等を適用するとともに、支援金を受け取るために必要な経費がある場合は、その実際必要額を認定すること。

なお、実際必要額の認定に当たっては被保護者からの申告等により行うものとし、挙証資料の提出を求めずに認定して差し支えない。

(3) 契約した仕事ができなくなったものの、予定されていた勤労収入を得るための必要な経費がすでに生じている場合については、その実費を必要経費として認定すること。

(4) 就労自立給付金の算定にあたっては、当該給付金の算定期間に支援金の受給月が含まれる場合、支援金の収入認定額も含めて行う必要があるため、留意されたい。

3 その他

(1) 保護の申請時の要否判定について

「生活保護問答集について」(平成21年3月3日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問10-6を踏まえ、適切に対応されたい。